



「雇用促進税制」スタート！

平成 23 年度の「税制改正法」が 6 月 30 日に公布・施行されました。雇用増に取り組む企業の税負担を軽減する「雇用促進税制」が創設・拡充されました。以下の 3 つの税制優遇制度があり、活用できます。なお、青色申告書を提出する事業主が対象となります。

1. 従業員を増加させた事業主に対して、法人税額から、増やした従業員 1 人当たり 20 万円の税額控除が受けられる、税制優遇制度が創設されました。

①概要

◆平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの期間内に始まるいずれかの事業年度において、雇用者増加数 5 人以上（中小企業は 2 人以上）、雇用増加割合 10%以上等の要件を満たす企業は、雇用増加数 1 人当たり 20 万円の税額控除が受けられます。

②対象となる事業主の要件

- ◆適用年度とその前事業年度に、事業主都合による離職者がいない
- ◆適用年度に雇用者（雇用保険一般被保険者）の数を 5 人以上（中小企業の場合は 2 人以上、かつ、10%以上増加させている
- ◆適用年度における給与等の支給額が、比較給与等支給額以上である

2. 子育てサポート企業に対する税制優遇制度が創設されました。

①概要

◆「次世代育成支援対策法」（「次世代法」）に基づく認定を受け、「くるみん」（次世代認定マーク）を取得した企業は、認定を受ける対象となった一般事業主行動計画の計画期間開始の日から認定を受けた日を含む事業年度終了の日までの期間内に取得・新築・増改築をした建物等について、認定を受けた日を含む事業年度において、普通償却限度額の 32% の割増償却ができる。

②対象となる事業主の要件

◆平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの期間内に始まるいずれかの事業年度において、次世代法の認定を受ける

3. 障害者を多数雇用する企業に対する税制優遇制度が拡充されました。

①概要

◆減価償却を行う際、その事業年度又はその前 5 年以内に開始した各事業年度に取得・製作・建設した機械装置、工場用建物及びその付属設備並びに一定の車両運搬具について、普通償却限度額の 24%（工場用建物及びその付属設備は 32%）の割増償却ができる

②対象となる事業主

◆平成26年3月31日までの期間内に始まるいずれかの事業年度において、以下のいずれかの要件を満たす事業主

1. 従業員数に占める障害者の割合が50%以上
2. 雇用している障害者数が20人以上であり、かつ、従業員数に占める障害者数の割合が25%以上
3. 法定雇用率1.8%を達成している事業主で、基準雇用障害者数が20人以上であり、かつ、基準雇用障害者数に占める重度障害者数の割合が50%以上

手続き等に関する事項は、弊社までご連絡いただければ、ご案内いたします。

平成23年度地域別最低賃金額改定の速報！

中央最低賃金審議会の目安答申

①引上げ額は、Aランク地域（千葉、東京、神奈川、愛知、大阪）4円
B～Dランク地域1円

②最低賃金額が生活保護水準を下回っている9都道府県は個別の金額
北海道13円、宮城1円（東日本大震災を考慮）、埼玉5円、東京16円
神奈川18円、京都1円、大阪4円、兵庫2円、広島6円

③全国加重平均額は、736円（前年比6円増）

8/16現在、13都府県の地方最低賃金審議会において、各労働局長へ答申された平成23年度の地域別最低賃金額は、以下のとおりであり、公示等所要の手続きを経て各都道府県労働局長が決定します。（ ）内は、平成22年度と比較しての増加金額。

埼玉759円（9円）、東京837円（16円）、新潟683円（2円）、
富山692円（1円）、長野694円（1円）、岐阜707円（1円）、
愛知750円（5円）、三重717円（3円）、大阪786円（7円）、
兵庫739円（5円）、奈良693円（2円）、広島710円（6円）、
長崎646円（4円）

埼玉、東京、京都、大阪、兵庫、広島においては、生活保護水準との乖離は解消されます。

吉田のつぶやき

私も、今年から禁煙を始めて6カ月が経過し、快適な生活を過ごしております。そうすると不思議なもので、喫煙している人が、疎ましく感じる様になり、我儘だなと思う今日この頃です。

さて、受動喫煙防止対策助成金が創設されたことをご存知ですか。これは、飲食店営業、喫茶店営業、又は旅館業を営む中小企業事業主が対象で、①喫煙室設置に係る費用1/4（ただし、上限200万円）の助成額、②申請書等提出先は都道府県労働局、③開始時期は平成23年10月1日（予定）というものです。検討してみるのも一考かと思います。